

【すこやか歳時記】 水無月の候



梅雨の大雨シーズン対策には、
業務が滞らないリスク管理で、
最新の情報や細心の備えを。

二十四節気では今年6月5日に「芒種」を迎えて、21日には「夏至」になります。「芒種」は麦を刈り取って稲を植える農繁期にあたる頃とされ、「夏至」は一年のうちで日の出から日没までの時間が最も長くなる時です。また、その間には11日の「入梅」もあります。これは暦の上では雑節として、梅雨の対策に備えるように伝えられています。

実際の梅雨入りは毎年それぞれの地域ごとに異なりますが、本格的な夏の前には必ず梅雨が訪れ、雨天への備えが求められます。自社の水害対策はもちろんですが、離れたところの水害が物流などに影響を及ぼして、自社の業務が滞るケースもあります。仕入れ品や備品のストックなども含め、最新の情報や細心の備えでリスク対策を抜かりなく。

【労働保険年度更新・算定基礎届に関するご案内】

当事務所では、「労働保険の年度更新」および「算定基礎届」の手続きを前倒しで進めております。

■ 労働保険 概算・確定保険料申告書（労働局）

労働局より送付される労働保険 概算・確定保険料申告書が届きましたら、封筒ごと当事務所宛にご郵送ください。

一般事業所：緑色の封筒が届きます
建設業事業所：緑色および青色の封筒が届きます



■ 算定基礎届（年金機構）

日本年金機構より送付される算定基礎届（茶封筒）が届きましたら、同様に封筒ごと当事務所までご郵送ください。



迅速かつ正確な申告手続のため、
何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日々是好日カレンダー

6 月 JUNE 水無月・風待月・松風月・夏越月

1 日	・衣替え ・男女雇用機会均等月間 ・土砂災害防止月間 ・総務の日
2 月	・長崎港記念日 ・路地の日 ・おむつの日 ・甘露煮の日
3 火	・測量の日 ・雲仙普賢岳祈りの日 ・ウェストン祭
4 水	・歯と口の健康週間（～10日） ・土地改良制度記念日
5 木	・芒種 ・世界環境デー ・ろうごの日 ・落語の日 ・熱気球記念日
6 金	・楽器の日 ・邦楽の日 ・補聴器の日 ・コックさんの日
7 土	・母親大会記念日 ・緑内障を考える日 ・むち打ち治療の日
8 日	・世界海洋デー ・成層圏発見の日 ・ヴァイキングの日
9 月	・ロックの日 ・ロックウールの日 ・我が家のカギを見直すロックの日
10 火	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 水	・入梅 ・国立銀行設立の日 ・傘の日 ・雨漏り点検の日
12 木	・児童労働反対世界デー ・バザー記念日 ・アンネの日記の日
13 金	・小さな親切運動スタートの日 ・鉄人の日 ・はやぶさの日
14 土	・世界献血者デー ・五輪旗制定記念日 ・手羽先記念日
15 日	・父の日 ・信用金庫の日 ・生姜の日 ・オウムとインコの日
16 月	・ケーブルテレビの日 ・無重力の日 ・和菓子の日 ・麦とろの日
17 火	・沖縄返還協定調印の日 ・おまわりさんの日 ・薩摩の日
18 水	・海外移住の日 ・麦とろの日 ・考古学出発の日 ・おにぎりの日
19 木	・国連協力週間（～25日） ・元号の日
20 金	・世界難民の日 ・健康住宅の日 ・ペパーミントの日
21 土	・夏至 ・がん支え合いの日 ・夏の健康を守る運動（～7/20）
22 日	・日韓条約調印記念日 ・ボウリングの日 ・かにの日
23 月	・男女共同参画週間（～29日） ・沖縄慰霊の日 ・オリンピックデー
24 火	・ドレミの日 ・UFO 記念日
25 水	・住宅デー ・指定自動車教習所の日 ・天覧試合の日
26 木	・国連憲章調印記念日 ・露天風呂の日 ・雷記念日
27 金	・メディアリテラシーの日 ・演説の日 ・ちらし寿司の日
28 土	・貿易記念日 ・パフェの日
29 日	・ベートルズ記念日 ・星の王子さまの日 ・佃煮の日
30 月	・社会保険料納付期限（5月分） ・夏越祭

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》熱中症対策の罰則付き義務化について

2025 年から職場における熱中症対策の義務化が議論されています。
現段階の情報について解説します。



はじめに

厚生労働省から、職場における熱中症対策の強化に向けて、事業者には罰則付きで対応を義務付ける方針が示されました。

近年、温暖化などの影響で猛暑日が増加し、屋外作業や高温環境下作業による熱中症の発生リスクが高まっています。今までは、労働安全衛生法に基づく安全配慮義務の範囲で各事業者が自主的に対応するに留まっていた。しかし、熱中症被害の増大を受けて、より踏み込んだ対策が義務化される見込みです。以下、現段階の情報について解説します。

初動対応への重要性

同省の分析によると、熱中症による死亡災害のほとんどが、初期症状の放置や対応の遅れが原因とされています。熱中症の「早期発見」「暑熱作業からの離脱」「身体冷却」「医療機関への搬送」などの初動対応がスムーズに行われるよう、マニュアル作成や周知を事業者には義務付ける方向で話し合われています。これには、熱中症の重篤化を防ぐ狙いがあるようです。

なお、具体的な熱中症予防策の例などは通達で示される予定です。

義務化の内容

熱中症対策に関する義務化の動向としては以下の通り検討されています。

【義務化が議論されている事項】

- ①報告体制の整備
- ②重篤化させないための必要な措置の実施手順（マニュアル）の作成
- ③関係労働者への周知

【義務化の対象事業者】

義務の対象となるのは、「WBGT(暑さ指数) 28度以上または気温 31度以上の環境下で連続 1時間以上または 1日 4時間以上の実施が見込まれる作業」をさせる事業者の予定です。この対象は、業種や作業内容、屋内外を問わないとされています。主に建設業や警備業、高温の工場内作業、外回りの営業などが想定されます。

【予定時期】

今年の夏に間に合わせるべく、2025年 6月の施行を目指すことが示されています。

具体的な対策

法改正も見据えた熱中症への具体的な対策として、例えば以下のような施策が検討できます。

具体的症状の周知

現場の労働者が「熱中症の可能性」にいち早く気づくためには、熱中症の具体的症状(顔色や発汗などの客観的な症状、並びに自覚症状)の周知が効果的でしょう。文章だけでなく、イラストや写真、動画などを交えたポスターなどを掲示し、「熱中症の症状はどんなものであるか」を周知しましょう。

初動対応のマニュアル化

効果的な体の冷やし方、水分補給、暑さを避けることのできる避難場所の周知、医療機関や現場責任者などの連絡先情報など、初動対応をしやすいようにするために必要な情報をマニュアル化してはいかがでしょうか。

労働環境整備

暑さが一定基準以上の場合は、休憩頻度を増やす、塩分・水分補給のエイドステーションを設置するなどの労働環境整備も効果が見込めます。

《今月の特集②》キャリアアップ助成金の変更点について

2025 年 4 月以降、非正規雇用労働者の正社員転換などに対するキャリアアップ助成金の内容が大幅に変更となりました。

はじめに

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した企業に対する助成制度ですが、2025 年 4 月以降、特に正社員化コースについて要件が大幅に変更されました。以下、キャリアアップ助成金正社員化コースの変更点について解説します。

正社員化コースの変更点

正社員化コースは、有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成されるものですが、以下の点について変更されました。

①支給対象者の範囲

2025 年 4 月から、以下の通り「**重点支援対象者**」という区分が追加されました。

重点支援対象者とは、A～C のいずれかに該当する者

A) 雇入れから 3 年以上の有期雇用労働者

B) 雇入れから 3 年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

① 過去 5 年間に正規雇用労働者であった期間が合計 1 年以下

② 過去 1 年間に正規雇用労働者として雇用されていない

C) 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通算 5 年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなされる

前年度までは、「有期→正規」か「無期→正規」のいずれかのパターンがあり、それに上記 C) の加算措置が定められていました。しかし今年度からは、**重点支援対象者(正社員化を特に後押ししたい非正規雇用労働者)であるかないか**という区分が追加されました。

②新規学卒者の除外

今年度から、対象労働者が新規学卒者に該当し、申請事業主に雇い入れられた日から起算して 1 年を経過していない者については支給対象外となります。

これは「**新卒を有期雇用契約で雇い入れること自体が不自然である**」という考えに基づくものと推察されます。新規学卒から 1 年経過後に正社員転換したもののについては申請対象となりますが、入社時の応募書類や本人署名入りの申立書等の提出が必要となります。

③対象者ごとの助成額

助成額について、以下の通り重点支援対象者であるかないかによって、助成額に差がつくようになりました。

【昨年度の助成額 () は大企業】

有期→正規 80 万円 (60 万円)

無期→正規 40 万円 (30 万円)

【加算措置／加算額】

派遣労働者の直接雇用、母子家庭の母等の場合
加算あり

【今年度の助成額：万円、() は大企業】

		1 期	2 期	合計
重点支援対象者	有期→正規	40 (30)	40 (30)	80 (60)
	無期→正規	20 (15)	20 (15)	40 (30)
それ以外	有期→正規	40 (30)	-	40 (30)
	無期→正規	20 (15)	-	20 (15)

このように、**今年度からは重点支援対象者以外は助成額が半減することになる**ため、雇入れの際に留意する必要があるでしょう。

2025 年度版：社会保険「算定基礎届（定時決定）」のポイント

1. 算定基礎届とは

健康保険・厚生年金保険の被保険者について、4～6月の報酬を基に標準報酬月額を決定する年1回の届出です。決定された標準報酬月額は、9月から翌年8月まで適用されます。

2. 提出期間

2025 年 7 月 1 日～7 月 10 日（原則）

3. 対象者

- ・7月1日現在で在籍している健康保険および厚生年金保険の被保険者
- ・70歳以上の被用者（厚生年金保険の被保険者ではないが、報酬の届出が必要）

4. 除外対象

- ・6月1日以降に資格取得した者
- ・6月30日以前に退職した者
- ・7～9月に随時改定（月額変更届）の対象となる者

5. 算定方法

原則：4～6月支給の給与を平均して算定

例外：一時的な残業等で実態と乖離する場合は、年間平均での算定も可

6. 実務上の留意点

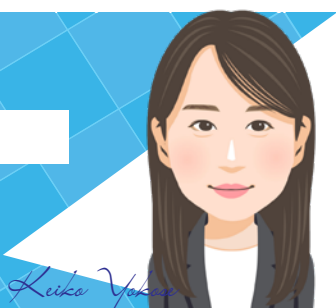
固定的賃金の大幅な変更があった場合は、定時決定を待たず「月額変更届」により改定が必要です。

詳細は日本年金機構の公式サイトまたは弊所担当者までご確認ください。



スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
 横瀬 景子



横瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

Q 趣味を教えてください

A おいしいお店を探して食べに行くこと、犬と散歩することです。

Q 特技はありますか

A 韓国語です。少し忘れてきているのでたまにドラマなどをみて韓国語に触れるようにしています。

Q 抱負、目標を教えてください

A 様々な業務を覚え、習得し、お役にたてるようになりたいです。

皆様のお役にたてるよう頑張りますので、宜しくお願い致します。

当事務所について


労務ジャパン株式会社

福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

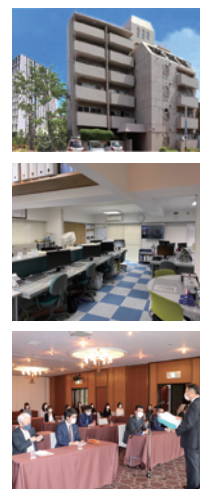
《住所、電話番号》
 〒810-0031
 福岡市中央区谷2-14-8
 TEL 092-734-2300
 FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
 セブンイレブンが目印です。



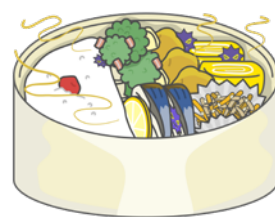
すこやか労務月報

[6 月版]
No.97

ジメジメには、マジメにケジメで。

これからの高温多湿なジメジメした季節には、健やかな暮らしを脅かすことが増えます。しかし、それらの多くはマジメに的確な対応をすれば避けられる場合もあります。その一つが食中毒です。細菌が繁殖しやすい時期なので、食品類の温度管理・保管状態、飲食タイミングなどを曖昧にしないでケジメをつけてご注意ください。

また、高温多湿時には熱中症にも要注意です。温度だけではなく湿度にも注意しながら、喉が渇く前から水分補給をこまめに実行したり、エアコンの調整なども大切です。雨天に車を運転するときも、晴天時よりスピードを控えめにしたり、ブレーキを早めに。視界も悪くなるのでライトの点灯などで自分の車の存在を知らせることも大切です。



6 月の
注意ポイント

その

①

お弁当や総菜などの食中毒に気をつけて !!

その

②

熱中症対策はこまめな水分補給の実行を !!

その

③

雨天の安全運転にはスピードを控えめに !!